四　T_0　規準化時間（一秒）

五　T　一日の時間（八万六千四百秒）

第一条第三項中「前項各号の値の」を「前二項の規定による」に、「ひん繁に」を「頻繁に」に改める。

第二条中「七十五」を「六十二デシベル」に、「九十」を「七十三デシベル」に、「九十五」を「七十六デシベル」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行し、同日以後の防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第四条の規定による第一種区域の指定、同法第五条第一項の規定による第二種区域の指定及び同法第六条第一項の規定による第三種区域の指定について適用する。

○防衛省令第六号

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第二百六十八号）の規定に基づき、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　防衛大臣　小野寺五典

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則（平成十九年防衛省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号イ及び第二号中「七十五」を「六十二デシベル」に改める。

第二条第一項中「次のとおり」を「次の算式により時間帯補正等価騒音レベルを算定する方法」に改め、同項の算式を次のように改める。

$$10\log_{10}\left\{\frac{T_0}{T}\left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}}+\sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}}+\sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}}\right)\right\}$$

第二条第二項各号を次のように改める。

一　$L_{AE,di}$　一日の間の駐留軍機等の離陸、着陸等の実施により単発的に発生する騒音（以下「単発騒音」という。）のうち午前七時から午後七時までの間におけるi番目のものの単発騒音暴露レベル（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格Z八七三一で定める算式により得た単発騒音暴露レベルをいう。以下同じ。）

二　$L_{AE,ej}$　単発騒音のうち午後七時から午後十時までの間におけるj番目のものの単発騒音暴露レベル

三　$L_{AE,nk}$　単発騒音のうち午前零時から午前七時まで及び午後十時から午後十二時までの間におけるk番目のものの単発騒音暴露レベル

四　T_0　規準化時間（一秒）

五　T　一日の時間（八万六千四百秒）

第二条第三項中「前項各号の値の」を「前二項の規定による」に改める。

第三条第七号中「七十五」を「六十二デシベル」に、同条第十号中「九十」を「七十三デシベル」に、「七十五」を「六十二デシベル」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行し、この省令による改正後の駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則（以下「新省令」という。）第一条の規定は同日以後の駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定について、新省令第三条の規定は新省令第一条に掲げる事由のいずれかに該当するものとして再編関連特定周辺市町村の指定を受けた市町村に係る再編交付金の算定又は同日以後の駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則第八条の規定による点数等の修正について適用する。ただし、新省令第二条に規定する算定方法による音響の影響度の算定に必要な情報が得られない場合又は防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年防衛省令第五号）による改正前の防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第四十三号）第一条に規定する算定方法により算定した値を用いて防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第四条に規定する区域の指定がされている防衛施設の周辺の市町村を新たに再編関連特定周辺市町村に指定する場合における再編関連特定周辺市町村の指定、再編交付金の算定又は再編交付金に係る点数等の修正については、なお従前の例によることができる。

○防衛省令第七号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六十九条第二項（同法第七十五条の八において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　防衛大臣　小野寺五典

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項ただし書中「後において」の下に「防衛大臣の定める特殊又は」を加える。

第三十五条中「、又は高度の技術及び知識を習得したとき」を削り、同条に次の一項を加える。

2　任命権者は、予備自衛官及び即応予備自衛官が防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を習得しているとき、その者を現に指定されている自衛官の階級より上位の階級を指定して昇進させることができる。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

規　則

○原子力規制委員会規則第一号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則

（核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正）

第一条　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第二裏面中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会と」に改める。